

**ご注意:** 本解約届提出後は貸主の承諾が無い限り、解約日の変更は出来ません。解約日が確実に決まりましたら、下記に必要事項を記入の上、当社に持参・郵送・メールまたはFAXをお送りください。【到着確認必須】

## 賃貸借契約解約届 (事業用)

■ 太線枠①～③にご記入下さい。 ①

		西暦	年	月	日		
物件名						号室	
契約者名	Ⓜ					電話番号	
	担当者名				担当者携帯番号		
転居理由	手狭 ・ 縮小 ・ 立地改善 ・ 廃業 ・ その他( )						
解約日	西暦	年	月	日	曜日	(例)3ヶ月前予告の場合:10月5日届 → 翌年1月4日最短解約日	
引越作業日	西暦	年	月	日	曜日	時間	9:00～17:00の間
							AM:PM :
退去立会日 (鍵の返却日)	西暦	年	月	日	曜日	時間	10:00～17:00の間
							AM:PM :
※ 定休日(水曜日)を除いてご指定下さい。当日迄は電気の使用が出来る様をお願いします。							
粗大ごみ	有 ・ 無 種類(例:事務机 )					申請済 ・ 未申請	
	■ 粗大ごみ受付センター 03-5296-7000						
	※ 申請をしても転居迄に回収が間に合わない場合は、必ず転居先で処分して下さい。 ※ ごみ置き場に残置されていた場合は、処分費用を請求致しますのでご注意ください。30,000円～						

■ 解約後の転居先・明細送付先 ②

住所	〒	
メールアドレス	メールで精算書の受取を希望する方はご記入下さい。	電話 連絡先

■ 敷金返金口座 (契約者名義の口座) ③

	銀行・信用金庫		本・支店
普通預金 ・ 当座預金	口座番号		
フリガナ			
口座名義人			

■ 解約届提出先 及び 連絡先

〒130-0026 東京都墨田区両国4-20-5 コンフォート両国101 <a href="mailto:info@cosmos-home.co.jp">info@cosmos-home.co.jp</a>	
株式会社 コスモスプランニング	TEL:03-3846-0039 FAX:03-3846-0404
※ 持参・郵送・メールもしくはFAXして下さい。(持参以外は必ず到着確認をお願いします。)	
※ 本解約届が弊社に到着した日をもって、正式な解約予告日とさせていただきます。	

■ 当社記入欄

貸主	連絡日	新条件相談・確認	保証会社	ネット解約手続き日・その他

## 解約届提出前の注意事項

◇ 解約のご連絡	<ul style="list-style-type: none"><li>○「解約通知書」に必要事項を記入し管理会社へ持参・郵送もしくはFAXして下さい。 (要TELで到着確認必須)</li><li>○「解約届」を出された後は、<u>取り消すことは出来ません</u>ので十分ご注意の上、提出して下さい。</li><li>○移転先の住所が決まっていない場合、決まり次第ご連絡下さい。</li><li>○契約解約日の<u>10日前までに、退去の立会い日時(鍵の返却日時)を決定</u>して下さい。</li><li>○解約月の賃料は、お支払い期日に1ヶ月分をお支払い下さい。<u>敷金精算時に残日分を日割りで返金致します。</u></li></ul>
◇ 所有分の搬出・残置物、ゴミの処分	<ul style="list-style-type: none"><li>○<u>粗大ゴミについて、退去立会い日迄にごみ置き場から収集されない物は、ごみ置き場に廃棄することが出来ませんので、転居先で廃棄してください。</u></li><li>○賃貸物件内にある<u>自己所有物はすべて搬出してください。</u> 自身で取り付けしたエアコン・ガス台・照明器具・ウォシュレット等は、貸主の許可がない限りすべて取り外して下さい。(残したものを貸主に買い取りを請求することはできません。)</li><li>○貸主の許可なく残した物について、その処分費用は借主の負担となります。 (粗大ゴミ等の処分費用には、撤去の際に手配する<u>業者作業代も含まれます</u>) 退去立会いの際にゴミ集積場を確認して、可燃ゴミ・不燃ごみ・粗大ごみが残っている場合は撤去費用をご負担頂きます。<u>立会日当日の朝までに回収される様に処分して下さい。</u></li><li>○借主が設置したケーブル等(インターネット接続のリース機器など)は解約日までに必ず撤去して下さい。貸主は預かりません。</li></ul>
◇ 諸届け	<ul style="list-style-type: none"><li>○電気・ガス・水道・新聞・電話等は各供給機関に事前に連絡し、<u>必ず退去日までの料金を精算して下さい。</u></li><li>○電気は、<u>退去立会日の翌日以降の日時を指定して</u>使用停止の連絡をして下さい。</li><li>○<u>郵便局・金融機関等へ住所移転の届出</u>を出して下さい。</li><li>○<u>カタログ販売等宅配便(メール便)で送付されるものへも住所移転の手続きをして下さい。</u></li></ul>
◇ 退去の立会い	<ul style="list-style-type: none"><li>○<u>入居時にお渡した鍵(複製した鍵も含む)を全て返還</u>していただきます。契約時の鍵受領書に記載された鍵の返却が出来ない場合は、鍵交換費用を負担していただきます。</li><li>○入居時にお渡した<u>取扱説明書及びリモコン等を全て返還</u>していただきます。</li><li>○室内の点検をして<u>補修工事箇所の確認</u>をいたします。</li></ul>